行 政

知

得

美郷町芸術文化協会千畑支部発表会を開催します

内

町芸術文化協会千畑支部加盟団体による発表会を開催 します。歌あり、踊りありの楽しいステージです。加盟 団体会員の作品や活動記録の展示も行います。入場料は 無料ですのでぜひご来場ください。

時 7月31日(日) 午前10時~午後2時ころ 会

場●美郷町北ふれあい館、美郷町北体育館

容●芸能サークルによる芸能発表、加盟団体会員 の作品や活動記録の展示

町美郷町北ふれあい館 ☎0187(87)6550

福祉保健課

介護予防ボランティア養成講座を開催します

介護予防のお手伝いをするボランティアの養成講座を 開催します。興味のある方、活動してみたい方は、下記 までお申し込みください。

時 8月 4日休、8月19日金、8月25日休、 \Box 8月31日 (水)、9月9日 (金)、9月21日 (水)、 9月29日休、10月 5日休

会

定

いずれも午前10時から午前11時30分まで

場●美郷町中央ふれあい館 受講料 無料 員●20名(全日程に参加できる方を優先します)

容●・今なぜ介護予防が必要なのか。 内

- ・フットケアを通じて気持ち良さを体験し、 周囲に提供できる技術を習得する。
- ・ボランティアとして活動している実践者か ら学ぶ。
- 師●日本フットセラピスト協会 講 マスターインストラクター 渡辺ユミ子氏 ボランティア実践者 進藤ミツホ氏
- 申込方法●7月20日例までに下記へお申し込みください。

申•問 町福祉保健課 地域包括支援班 ☎0187(84)4907

国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の方へ 高齢受給者証を更新します

70歳以上75歳未満の方には、所得などに応じて自己 負担割合が記載された「国民健康保険高齢受給者証」が 交付されます。

自己負担割合は、原則として毎年8月から翌年7月末 までを一年として判定し、更新されます。これ以外に

平成28年8月から使用する高齢受給者証は、7月下 旬に郵送します。新しい高齢受給者証がお手元に届 いたら内容をご確認ください。医療機関を受診すると きは、被保険者証と一緒に窓口へ提示してください。

も、世帯構成や所得の申告内容が変わったときは自己負 担割合が変わる場合があります。

ご存知ですか?「国民健康保険限度額適用認定証」、 [国民健康保険限度額適用•標準負担額減額認定証|

限度額適用認定証とは、入院した場合や、外来診療 での治療費と薬代が高額な場合の窓口負担額を、限度 額までの支払いで抑えられる制度です。制度を利用す るためには認定証の交付申請が必要です。

■現在、認定証をお持ちの方へ

現在、お使いの認定証の有効期限は7月31日回まで となっています。認定証を更新するための申請書類は7 月上旬に送付しますので、8月以降も入院予定の方また は高額な外来診療(そのときの調剤が高額な場合を含む) を受ける予定のある方は、忘れずに申請をしてください。

■認定証を持っていない方、当面8月以降使用する予定 のない方へ

認定証は、使用する必要が生じてからでも申請できま す。この場合は、認定証の交付を受けたうえで、被保険 者証とともに医療機関や薬局の窓口に提示してください。 **交付申請先●**町福祉保健課

必要書類等●·印鑑 · 国民健康保険被保険者証

- ・個人番号カードまたは個人番号通知カード
- ・本人確認できる書類(免許証など)

認定証の交付申請対象となる方 ・70歳未満の方・70歳以上75歳未満の非課税世帯の方

町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907

政

知







人はこの世に牛を受け、誰もが必ず最期を迎えるときが 来ます。人の一生をひとつのものがたりとしてとらえたと き、あなたは人生の最期をどこで迎えたいですか。あなた の最期を誰に見届けてもらいたいですか。最期に食べた

今、在宅医療や介護のありかたについて、いっしょに考 えてみませんか。

いものは…。最期に会いたい人は…。言い残したことは…。

Н **時** 7月30日(土) 参加料は無料になります。興味の ある方、どなたでもご参加ください。

午後2時~午後4時 受付/午後1時30分~ 場●美郷町公民館 ホール

会 演 題●「このまちで最期まで暮らしたい

~語り継ぐいのちとものがたり~1

講 **師** 秋田県医師会

常任理事 伊藤 伸一氏

問 町福祉保健課 地域包括支援班 ☎0187(84)4907

福祉医療費受給者証(マル福)が更新されます

「在宅医療と介護をつなぐ講演会」を開催します

8月1日側は福祉医療受給者証の更新日です。

対象者には7月中に更新後の受給者証を郵送しますので、更新日以降は必ず郵送された受給者証を受診する医療機 関の窓□に提示してください。また、所得審査により非該当となる方には通知をお送りします。

■8月1日月から対象を中学生まで拡大します!

保護者に住民税の所得割が課税されている場合は、1 医療機関につき上限額1,000円の自己負担が必要です。 6月に対象者へ案内しています。申請受付後、受給者証を 送付しますのでまだ申請していない方はお急ぎください。

■福祉医療費受給者証更新対象者

| 対象区分 | 対 象 者 | | | | |
|-----------------|---|--|--|--|--|
| 乳幼児および 小・中学生 | 15歳以下の児童(中学3年生以下) ※父母の住民税所得割課税状況により、 受給者証が右表のとおり変更となる場 合があります。 | | | | |
| ひとり親家庭 | 18歳以下の母子、父子家庭および両親の | | | | |
| の児童 | いない児童等(高校3年生以下) | | | | |
| 高齢身体障が | 身体障害者手帳4級から6級の所持者 | | | | |
| い者 | (65歳以上) | | | | |
| 重度心身障が | 身体障害者手帳1級から3級または療育 | | | | |
| い(児)者 | 手帳A所持者(被用者保険本人のみ) | | | | |

■小学生は自己負担無料となります!

また、今まで小学生は、保護者に住民税所得割が課税 されている場合、1 医療機関につき上限額1,000円の自 己負担額がありましたが、8月1日 同からは町独自の取 組みとして、自己負担額が無料となります。

■乳幼児および小・中学生の区分

| 年齡区分 | | 父母の住民税 所得割 | 受給者 証の色 | 医療機関での 自己負担 | |
|------|------|---------------|------------|-------------------------|--|
| 未就学児 | | 非課税 | Ó | なし | |
| | 0歳児 | | Ó | なし | |
| | 1歳以降 | 課税 | 黄また は橙 | なし | |
| 小学生 | | 非課税 | Ó | なし | |
| | | 課税 | 黄また は橙 | なし | |
| 中学生 | | 非課税 | Ó | なし | |
| | | 課税 | 緑また は紫 | 1医療機関につき 上限額1,000円/月 | |

町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907

住民生活課

国民年金保険料の免除制度についてお知らせします

国民年金保険料は毎月の納付となりますが、収入の減少や 失業等により保険料を納めることが難しいこともあります。し かし、保険料を未納のままにしておくと、将来の年金(老齢年金)や、障害や死亡といった不測の事態が生じたときに「障害年 金|や「遺族年金|を受け取ることができない場合があります。

そのような状況を防ぐため、本人からの申請により、 保険料が「全額免除」または「一部免除」される制度が あります。詳しくは下記までお問い合せください。

■全額免除 保険料の全額を免除

■一部免除 保険料の一部を免除(4分の3・半額・4分の1)

| | 全額免除 | 4分の3免除 | 半額免除 | 4分の1免除 |
|-----------------|------|--------|--------|---------|
| 保険料額(月額16,260円) | 0円 | 4,070円 | 8,130円 | 12,200円 |

町住民生活課 ☎0187(84)4903、大曲年金事務所 **20187**(63)2295 戸籍年金班